

私設の心理相談所

はじめに

公認心理師が国家資格になったことで、被支援者にとって公認心理師はもっと身近な存在になると思われ、国家資格の有無を明記することは、被支援者が心理相談所を選択する際のひとつの目安になると考えられます。病院や公的機関でない私設の心理相談所としては、開業心理相談所、大学付属の心理相談センター、NPO法人などが挙げられます。

キーワード

- 開業心理相談所
- インフォームド・コンセント
- 多職種連携
- 公認心理師法

私設の心理相談所とは

私設の開業心理相談所とは、資格を取得して、精神医療や福祉・教育・企業分野などで十分に専門知識を深め、さまざまなケースに対応することが可能となった個人もしくはグループが運営する心理相談所です。

大学付属の心理相談センターとは、心理職を目指す大学院生の内部実習機関ですが、大学組織とは別に、地域連携という意味からも社会とのかかわりをもつ組織です。機関によってもシステムは異なりますが、教育機関であるので、基本的に大学院生がケースを担当し、ケースについて個人やグループのスーパーヴィジョンを受け、さらに必要な心理技術のトレーニングを受けていきます。

NPO（非営利組織）およびNPO法人（特定非営利法人：特定非営利活動促進法により法人格を取得した法人）は、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」「子どもの健全育成を図る活動」など領域を絞った活動が特徴で、通常組織はグループで運営しています。被災者や被害者支援、ひきこもりへの支援など被支援者が相談所に通うことが困難な場合も多い中、アウトリーチも中心的アプローチに位置づけられており、公的機関の介入が困難な場合などに継続して支援していく場面も多々あります。

以下、開業および大学付属の心理相談を中心に述べていきます。

心理的支援の準備

- ① 心理相談を利用する被支援者は、地域の病院・クリニック、学校、

幼稚園・保育園、企業など広範囲な領域からの需要があり、対象年齢もさまざまです。相談内容も対象に応じて、対人関係、育児、介護、学校、仕事、老後、病気や障害など多岐にわたります。

- ② 対象は通院中もしくは通院が必要な被支援者がクライアントであるほか、医療の対象ではないものの悩みや不全感を抱えている人、心身の健康増進を目的にする人なども対象であることは、私設の心理相談所の特徴のひとつです。
- ③ インテーク面接によって心理アセスメントを行い、心理相談所のみで心理的支援が可能か、医療への紹介、その他の機関との連携が必要か、なども検討します。
- ④ 各種心理検査・発達検査などは必要に応じて行い、心理的支援に役立つように本人にフィードバックし、時には関係機関に情報提供を行います。
- ⑤ 面接の構造は、個人の心理療法が中心になりますが、カップルカウンセリング、家族カウンセリング、グループ療法などを行う場合もあります。
- ⑥ 心理療法や心理検査を実施する前に、インフォームド・コンセントを行います。面接時間や料金・頻度・期間などや、どのような心理的アプローチを行う予定かを十分に説明し同意が得られるようにしていきます。通常は契約書を交わし、新たに心理検査を実施する場合は、検査の目的、どのように支援に役立てるか説明を行い、被支援者が納得した場合に承諾書を作成していきます。
- ⑦ 被支援者の秘密保持が守られるように、記録の管理にも留意していきます（公認心理師法41条）。

また多職種連携や紹介する場合にも、被支援者の同意のもと、情報を共有していきます。ただし児童虐待などの情報を知り得た場合は、通報の義務はありますが、まずは児童の所属する幼稚園長や学校長へ報告を行うが連携がスムーズとなります。

- ⑧ 他職種との連携・協働（公認心理師法42条）

心理相談所のみでは対応できない被支援者に対して、関連機関との連携が適切にすすめられるよう、日頃から関係機関ともコミュニケーションをとっておくことが必要です。また公認心理師は関係する法律やサービスの知識をもつことで、被支援者の心身の状態および社会的状況に配慮しつつ、適切で安全に支援を他職種につなげることが可能となります。

連携先が医療の場合は主治医がいればその指示に従うこと、チーム学校と連携をとる場合も校長が責任者となります。

- ⑨ 私設の心理相談所で心理相談以外の業務が行われる場合などは、被

支援者と多重関係をもつ可能性もあります。その際、職業倫理的な意味からも、心理的アプローチに応じた治療枠を設定・厳守することは、心理的支援におけるトラブルを回避することに役立ちます。

まとめ

被支援者が安心して相談できるような人物および場所が身近に存在すれば、心理・身体・社会状況の不調に対して早期に対応することが可能となり重症化を防ぐことも期待でき、さらには未然に防ぐ可能性も期待できます。

未然に防ぐ方法としては、地域に向けて心の健康に関する知識の普及を図るため教育や情報を提供することも重要です。(公認心理師第2条)私設の心理相談所は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野にすべてに関わる可能性のある職域であり、私設の心理相談所の特性を生かし、身近で柔軟性のある心理的支援が可能となるような取り組みも期待されています。

私設の心理相談所においては、公認心理師法などを十分理解して業務を行うことが、被支援者と支援者の双方の安全を守ることにつながることに留意していくことが重要です。

●多職種連携の在り方や公認心理師としての役割・仕事について考えてみましょう。

ケース 1

心理業務35歳 女性

販売業の仕事を長年してきたが、夫の海外赴任に付き添うため仕事をやめ、赴任中に子供を出産し2年を経過して帰国しました。帰国後は夫の両親と2世帯住宅に住むことになりました。

本人は何事にも熱心に取り組むタイプで、家事も育児も完璧にこなしていました。義理の両親との関係にも気を使う日々を過ごしており、子供の養育に関して度々意見されることにストレスを感じていました。本人からホームページを通じて私設の相談所に申し込みがありました。

インテーク面接では上述を話されたがストレス疾患を疑う症状はみられず、**認知の修正、リラクゼーションなどの習得**を目的に心理療法を開始することにしました。

またストレスの要因として、子供の言語発達の心配があり、言葉を発しない息子に度々イライラすることが述べられ、その対応として**地域の保健センターにコンサルテーション**を依頼しました。

医師の診察、発達検査を受け発達支援センターで療育を受けることになり、このことで、息子の件は療育のスタッフに相談する、自身のことは心理相談所で相談すると決め、A

自身をサポートしてもらえる資源を確保でき、ゆとりをもって育児・家事などをこなせるようになってきました。義理の母親に対しても自分の考えを述べるのが可能となり、イライラすることも減少し、親子関係も落ちついてきました。

ケース 2 14歳 中学2年 A子

近医小児科から倦怠感で2か月近く学校を休んでいる中学2年女子について、精密検査をしたが器質的な所見はないということで、心理面からのアプローチをお願いしたいと、大学院附属心理相談センターに依頼がありました。

A子はクラスでも真面目で優等生タイプで、中学2年で部活動のキャプテンとなりましたが、顧問からキャプテンとして役割を果たしていないと同級生の前で怒られ、そのことで悩み部活でも孤立し、学校を休むようになりました。週1日は保健室登校をしており養護教諭とはよく話をしていました。母親は娘のことを気にしており、臨床心理センターへの付き添いや、心理センター利用前に母親のみ通っていたスクールカウンセラーへの相談は継続していました。

心理センターでは、母親を臨床心理士が担当し、中学生を大学院生が担当をしました。母親は家事と仕事で負担が大きく、マイペースな夫との価値観の違いに思い悩む日が続き家事が手につかなくなったとのことで、うつ的な症状が疑われたので、メンタルクリニックを紹介しました。母親は薬物治療とともにセンターで自身の働き方やコミュニケーションの在り方などを工夫することなどを考えていきました。

A子は緊張が高く自発的に語る事が少なかったので、箱庭療法を取り入れ、言語化できない内面を表出する機会を作っていました。徐々に家庭や学校での不安について語るようになっていきましたが、センターへ部活の顧問からA子の様子を聞きたいと連絡が入ったというエピソードがありました。中学3年進級時には登校したいという希望もありましたが、学校での部活顧問の動向が気になったので、スクールカウンセラーに情報提供をして、A子に関して連携を取ることにしました。